

「ジョブ・カード制度実施要領」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
<p style="text-align: center;">ジョブ・カード制度実施要領</p> <p>第1 概要</p> <p>1 趣旨・目的</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり</u>、人生 100 年時代の到来による労働者の職業人生の長期化<u>など</u>、労働者を取り巻く環境が大きく変化していく<u>ことが予想される中で</u>、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援することが重要となっている。</p> <p>こうした中で、ジョブ・カードについては、これまで求職者と求人企業のマッチング<u>等の場面で活用されてきたが、これに加え現在</u>、個人の生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして活用が進んでいる。企業にとっても、個人の職業能力の見える化や人材育成、従業員のモチベーション向上、定着等組織の活性化に役立つツールであり、また、企業内におけるキャリア面談時のコミュニケーションツールとして有用であることから、更に普及を進めていくことが必要である。</p> <p>このため、平成 27 年 10 月の制度見直しの際に策定した「新ジョブ・カード制度推進基本計画」におけるジョブ・カード制度のコンセプトや<u>普及・促進方策等</u>を基本としつつ、上記の観点や各種施策の改正等を踏まえ、本実施要領を定め、引き続きジョブ・カード制度の普及を進めていくこととする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ジョブ・カードのデジタル化</p> <p><u>政府全体としてデジタル・ガバメントの実現を目指している中で</u>、「マイナンバーの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)</p>	<p style="text-align: center;">ジョブ・カード制度実施要領</p> <p>第1 概要</p> <p>1 趣旨・目的</p> <p><u>働き方の多様化</u>や人生 100 年時代の到来による労働者の職業人生の長期化<u>に加え、DX、GXといった変革やポストコロナにより</u>、労働者を取り巻く環境が大きく変化し、<u>これまで以上に学び直しの必要性が増して</u>いく中、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援することが重要となっている。</p> <p>こうした中で、ジョブ・カードについては、これまで<u>の求職者と求人企業のマッチング場面を中心とした活用から</u>、個人の生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしての活用が進んでいる。企業にとっても、個人の職業能力の見える化や人材育成、従業員のモチベーション向上、定着等組織の活性化に役立つツールであり、また、企業内におけるキャリア面談時のコミュニケーションツールとして有用であることから、更に普及を進めていくことが必要である。</p> <p>このため、平成 27 年 10 月の制度見直しの際に策定した「新ジョブ・カード制度推進基本計画」におけるジョブ・カード制度のコンセプトを基本としつつ<u>も</u>、上記の観点や各種施策の改正等を踏まえ、本実施要領を定め、引き続きジョブ・カード制度の普及を進めていくこととする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ジョブ・カードのデジタル化</p> <p>「マイナンバーの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)において、長期にわたるキャリア形成に資するための方策の一つとし</p>

において、長期にわたるキャリア形成に資するための方策の一つとして、ジョブ・カードのデジタル化及びマイナポータルとの連携が掲げられている。

このため、令和4年度を目途に新たにジョブ・カードをオンラインで登録・更新できるウェブサイトシステム（ジョブ・カード作成支援サイト（仮称）。以下「新サイト」という。）の構築及びマイナポータルとの連携を図るなどして、ジョブ・カードのデジタル化を推進する。

なお、2（3）のとおり、ジョブ・カードの情報は、労働者等の個人が所有し、どの情報を企業等に提出するかは、個人の意思にゆだねられるものである。このため、新サイトの構築に当たっても、情報の登録や登録した情報の活用については、個人の意思によるものとし、新サイトのセキュリティの確保及び個人情報の管理に万全を期するものとする。

4 （略）

第2 具体的な取組

1 ジョブ・カードの主な活用方法等

(1)～(3) (略)

(4) 教育訓練の場面に特化した活用

教育訓練受講前のキャリアコンサルティングは、教育訓練受講者のキャリア・プラン、ひいては、訓練受講の必要性をより明確にすること、また、教育訓練中、教育訓練後のキャリアコンサルティングは、教育訓練受講者の職業意識の向上、訓練効果の向上、円滑な就職を促進すること等の効果が期待できる。

(略)

また、公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練への受講指示等にあたっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施することが有効であり、キャリアコンサルティングの実施体制の充実を図る。

(略)

(5) (略)

て、ジョブ・カードのデジタル化及びマイナポータルとの連携が掲げられたことを受け、ジョブ・カードをオンラインで作成・管理でき、マイナポータルとも連携したサイト「マイジョブ・カード」を構築し、令和4年10月26日より稼働開始している（これに伴い、「ジョブ・カード制度総合サイト」は令和5年1月末をもって閉鎖）。

マイジョブ・カードでは、作成したジョブ・カードを更新でき、生涯を通じたキャリア・プランニングツールとしての環境が整ったことから、利用を促進するとともに、さらなる利便性の向上を図っていく。

4 （略）

第2 具体的な取組

1 ジョブ・カードの主な活用方法等

(1)～(3) (略)

(4) 教育訓練の場面に特化した活用

教育訓練受講前のキャリアコンサルティングは、教育訓練受講者の訓練受講の必要性、ひいては、キャリア・プランの明確化、また、教育訓練中、教育訓練後のキャリアコンサルティングは、教育訓練受講者の職業意識の向上、訓練効果の向上、円滑な就職の促進等の効果が期待できる。

(略)

また、公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練の公的職業訓練が必要な者については、訓練受講に先立ち、自己理解・職業理解・訓練受講の目的等を明確化するために、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施することが有効であることから、キャリアコンサルティングの実施体制の充実を図る。

(略)

(5) (略)

2 周知広報・普及促進

ジョブ・カードの周知・広報の対象は、作成者となる個人（求職者、在職者、学生）、作成支援を行うキャリアコンサルタント等のほか、企業、職業訓練機関、大学・高等専門学校・専修学校、特定地方公共団体、職業紹介事業者、免許・資格の実施・認定機関等、多岐にわたる。このため、それぞれの属性、ニーズ等に応じてアピールする内容を検討し、効果的な媒体を活用しながら行う必要がある。このため、厚生労働省、都道府県労働局、キャリア形成サポートセンターが中心となり、関係機関とも連携しながら、積極的な周知・広報を行うものとする。

3 (略)

第3 実施体制等

(略)

(1) 企画・立案等

ジョブ・カード制度の普及促進やジョブ・カードのデジタル化のための検討及びキャリアコンサルティング、職業能力評価、教育訓練に関する関係施策を推進する。また、学生に対するキャリア教育・職業教育を、関係省庁とも連携して推進する。

(2) 周知・広報等

ジョブ・カード制度の活用を促進するための周知広報用ポータルサイト（ジョブ・カード制度総合サイト）の設置・運営、活用のためのガイドブックや動画等の作成等を行う。

また、後記4のキャリア形成サポートセンターを民間事業者に委託し、同センターによる事業展開及び上記の取組により、ジョブ・カード制度の積極的かつ効果的な周知・広報を図る。

(3) 関係省庁及び関係機関との連携

ジョブ・カードが、需給調整時の労働者等のキャリア形成支援等の場面での活用や学生に対するキャリア教育や就職指導の場面で活用されるよう、文部科学省及び経済産業省等の関係省庁や事業主団体や業界団体等の関係機関に対して、制度への理解促進やキャリア形成サポートセンターも含めた周知について協力を求める。

2 都道府県労働局

2 周知広報・普及促進

ジョブ・カードの周知・広報の対象は、作成者となる個人（求職者、在職者、学生）、作成支援を行うキャリアコンサルタント等のほか、企業、職業訓練機関、大学・高等専門学校・専修学校、特定地方公共団体、職業紹介事業者、免許・資格の実施・認定機関等、多岐にわたる。このため、それぞれの属性、ニーズ等に応じてアピールする内容を検討し、効果的な媒体を活用しながら行う必要がある。このため、厚生労働省、都道府県労働局、キャリア形成・学び直し支援センターが中心となり、関係機関とも連携しながら、積極的な周知・広報を行うものとする。

3 (略)

第3 実施体制等

(略)

(1) 企画・立案等

ジョブ・カード制度及びマイジョブ・カードの普及促進並びにキャリアコンサルティング、職業能力評価、教育訓練に関する関係施策を推進する。また、学生に対するキャリア教育・職業教育を、関係省庁とも連携して推進する。

(2) 周知・広報等

ジョブ・カード制度の活用を促進するため、マイジョブ・カードでの周知広報、ガイドブックや動画等の作成等を行う。

また、後記4のキャリア形成・学び直し支援センターを民間事業者に委託し、同センターによる事業展開及び上記の取組により、ジョブ・カード制度の積極的かつ効果的な周知・広報を図る。

(3) 関係省庁及び関係機関との連携

ジョブ・カードが、需給調整時の労働者等のキャリア形成支援等の場面での活用や学生に対するキャリア教育や就職指導の場面で活用されるよう、文部科学省及び経済産業省等の関係省庁や事業主団体や業界団体等の関係機関に対して、制度への理解促進やキャリア形成・学び直し支援センターも含めた周知について協力を求める。

2 都道府県労働局

(略)

(1) ジョブ・カード制度の周知広報、説明等

(略)

その際には、地域キャリア形成サポートセンターによる支援、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練に係る助成金、ジョブ・カード制度総合サイト等における関係情報の提供などの支援措置、また、高年齢者雇用安定法に基づく離職予定者へ事業主が交付する書面についてのジョブ・カードの活用及び同法の規定に該当しない離職予定者に対する同様の書面の交付などの活用方法等についても説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

(2) 地域キャリア形成サポートセンターへの協力

下記4の地域キャリア形成サポートセンターからセミナー等のイベント開催やジョブ・カードを活用した相談支援等の周知に関する協力の依頼があった場合には協力する。

(3) 関係機関との連携

労使団体、特定地方公共団体（職業能力開発関係部局、教育委員会、商工労働担当部局等）、経済産業局、民間教育訓練機関、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域キャリア形成サポートセンターに対して、必要に応じて目標、実績、制度周知・広報状況等の情報を共有する等により連携を図る。

3 公共職業安定所

(略)

(1) キャリア・プランニングのツールとしての活用促進

公共職業安定所において、求職者に対して、まとまった時間をかけて、職業相談・紹介を行う際には、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、ジョブ・カードを積極的に活用する。

また、公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練への受講指示等にあたって、訓練の必要性をより明確にするために、キャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化を図り、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施を促進する。

(略)

(2)～(5) (略)

(略)

(1) ジョブ・カード制度の周知広報、説明等

(略)

その際には、地域キャリア形成・学び直し支援センターによる支援、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練に係る助成金、マイジョブ・カード等における関係情報の提供などの支援措置、また、高年齢者雇用安定法に基づく離職予定者へ事業主が交付する書面についてのジョブ・カードの活用及び同法の規定に該当しない離職予定者に対する同様の書面の交付などの活用方法等についても説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

(2) 地域キャリア形成・学び直し支援センターへの協力

下記4の地域キャリア形成・学び直し支援センターからセミナー等のイベント開催やジョブ・カードを活用した相談支援等の周知に関する協力の依頼があった場合には協力する。

(3) 関係機関との連携

労使団体、特定地方公共団体（職業能力開発関係部局、教育委員会、商工労働担当部局等）、経済産業局、民間教育訓練機関、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域キャリア形成・学び直し支援センターに対して、必要に応じて目標、実績、制度周知・広報状況等の情報を共有する等により連携を図る。

3 公共職業安定所

(略)

(1) キャリア・プランニングのツールとしての活用促進

公共職業安定所において、求職者に対して、職業相談・紹介を行う際には、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、ジョブ・カードを積極的に活用する。

また、公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練の公的職業訓練が必要な者への受講指示等にあたっては、訓練受講に先立ち、自己理解・職業理解・訓練受講の目的等を明確化するために、キャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化を図り、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施を促進する。

(略)

(2)～(5) (略)

4 キャリア形成サポートセンター

(1) 目的

労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、労働者等に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング機会の提供や、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入等を支援する拠点としてキャリア形成サポートセンターを民間事業者に委託して設置し、全国でサービスを提供する。

また、オンラインによる支援を積極的に行うことにより、労働者が身近に、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる機会を確保する。

(2) 事業内容

ア 労働者に対するキャリアコンサルティング機会の提供

イ～オ (略)

(新設)

(3) 事業実施体制

ア 中央キャリア形成サポートセンター

中央に1箇所設置し、事業全体の管理、全国レベルでの周知・広報、イの地域キャリア形成サポートセンターへの助言・指導、キャリアコンサルタントへの研修等を行う。

イ 地域キャリア形成サポートセンター

全国でサービスが展開可能で、業務を効果的かつ効率的に実施できる拠点を設置し、都道府県労働局等の関係機関とも連携しながら、地域レベルの周知・広報、企業及び学校の開拓や支援を行う。

5～10 (略)

附 則 (令和三年三月三十一日)

(施行期日)

4 キャリア形成・学び直し支援センター

(1) 目的

労働者の主体的なキャリア形成や学び直しを支援するため、労働者等に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング機会の提供や、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入等を支援する拠点としてキャリア形成・学び直し支援センターを民間事業者に委託して設置し、全国でサービスを提供する。

また、オンラインによる支援を積極的に行うことにより、労働者が身近に、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる機会を確保する。

(2) 事業内容

ア 労働者に対する学び・学び直しの支援を含めたキャリアコンサルティング機会の提供

イ～オ (略)

カ 学び・学び直しの支援 (受講すべき具体的な職業・教育訓練の情報提供、受講促進等の支援を含む)

(3) 事業実施体制

ア 中央キャリア形成・学び直し支援センター

中央に1箇所設置し、事業全体の管理、全国レベルでの周知・広報、イの地域キャリア形成・学び直し支援センターへの助言・指導、キャリアコンサルタントへの研修等を行う。

イ 地域キャリア形成・学び直し支援センター

全国でサービスが展開可能で、業務を効果的かつ効率的に実施できる拠点を設置し、都道府県労働局等の関係機関とも連携しながら、地域レベルの周知・広報、企業及び学校の開拓や支援を行う。

5～10 (略)

附 則 (令和三年三月三十一日)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和四年三月二十八日）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（新設）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和四年三月二十八日）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和五年三月二十九日）

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。